

●香川県告示第303号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項並びに第18条第17項及び第20項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり公示し、平成19年6月20日から施行する。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 中間検査を行う区域
県内全域（高松市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間
平成19年6月20日から平成25年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物
次に掲げる構造、用途及び規模に該当する1の建築物
 - (1) 構造
床及びはりに鉄筋を配置する構造であるもの
 - (2) 用途
共同住宅
 - (3) 規模
地上階数が10以上であるもの
- 4 指定する特定工程
10階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
- 5 指定する特定工程後の工程
10階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- 6 適用除外
法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。